

金融機能の再生のための緊急措置に  
関する法律第13条に基づく報告書

平成13年 6月 4日

朝銀愛知信用組合  
金融整理管財人

## 目 次

	頁
I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	1
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	1
(3) 破綻に至った要因	2
3. 管理を命ずる処分までの状況	2
(1) 資本の状況	2
(2) 自己資本回復の断念	2
II. 業務及び財産の状況について	3
1. 与信業務	3
2. 預金業務	3
3. 投資等業務	3
(1) 投資有価証券	3
(2) 商品有価証券	4
4. 固定資産の状況(平成12年3月末)	4
5. 不良債権の状況	4
6. 関係会社の状況	5
III. 事業譲渡等の見込みについて	5
1. 基本方針	5
(1) 早期譲渡	5
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	5
(3) 経費の削減	5
(4) 地域金融機能の維持	5
(5) 内部管理体制の整備	5
(6) 責任追及体制の確立	5
2. 具体的施策	5
3. 事業譲渡の見込み	6

## 1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

### 1. はじめに

当組合は、平成11年5月14日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(以下「金融再生法」という)第68条第1項に基づき、愛知県知事へ「その業務及び財産の状況に照らし預金の払い戻しを停止するおそれがある」旨の申し出を行いました。

当該申出については、朝銀岐阜信用組合、朝銀三重信用組合、朝銀静岡信用組合、朝銀石川信用組合、朝銀富山信用組合が合併し設立した組合が、破綻した朝銀愛知信用組合、朝銀福井信用組合の事業を譲り受けるとしたものであります。

その後、平成12年12月29日には、金融再生法第8条第1項第1号に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」(以下「管理を命ずる処分」という)を金融再生委員会より受けました。

金融再生法第13条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成12年12月29日に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないと思われる事項もあります。

引き続き、金融再生法第18条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査を続けており、これらにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

## 2. 経営破綻の原因

### (1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和28年10月10日、愛知県内に居住する在日朝鮮人の経済活動と生活の向上を目的に、名古屋市において大栄信用組合として設立された信用組合です(その後、昭和47年10月10日に朝銀愛知信用組合に名称変更)。営業地域については愛知県下一円とし、営業店舗は名古屋市に本店、その他支店13店舗もち営業しておりました。

平成10年7月には経営基盤の拡充強化を図るため、組合員資格を日本人にまで拡大し、営業体制は主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業者等に対して融資する等、地域密着経営を柱に置いた経営に努めることとしておりました。

### (2) 経営破綻に至った経緯

協同組織金融機関として組合員への資金提供等業容拡大を図ってまいりましたが、バブル経済の後半期においても毎年10%以上の高い成長率の目標を掲げ、流動性の高い大口預金を多く集め、これを主要取引業態である遊技業、不動産業などの一部の業種に偏った融資を拡大しつつあった状況にあり、加えて、組合の内部審査面においても、内部牽制機能の形骸化から、融資審査ならびに債権管理体制が杜撰な状況のまま融資が行われることとなりました。こうした特定業種への偏った融資は、元々、預貸率が高い組合であるにもかかわらず、一層、高めるものとなり、以降、組合の預貸率は恒常的に100%近いものとなりました。

しかしながら、バブル経済が崩壊し、景気の後退、個人消費と設備投資は長期に渡り低迷し、朝銀愛知信用組合の主要業種である遊技業や不動産業においても売上が大幅に減少し赤字先が増大し、資金が固定する取引先が急増する状況になりました。

加えて、平成9年5月の朝銀大阪信用組合の経営破綻により当組合に対しての信認の低下が重なり、業況面では預金の相殺と取り崩し、貸出金利の減免、延滞貸出金の増加として表面化しました。その後においても預金の流出が続き、これを、他県の朝銀からの預金受け入れでしのいできたほか、やむを得ず、小口融資を除いて融資の抑制に踏み切ったことが、厳しい不況の中で、増加傾向にあった不良債権に加えて潜在的な不良債権が大量に表面化しました。

こうしたことから、平成11年3月期自己査定において不良債権の急増から多額な償却・引当を行った結果、当期損益は183億円の赤字、債務超過額も81億円にも上り、自己資本の改善策もない現状においては、このままでは預金の払い戻しを停止するおそれがあるとして、平成11年5月14日金融再生法第68条第1項の規定により愛知県知事に申出を行い、経営が破綻しました。

### (3) 破綻に至った要因

- ・ 朝銀愛知信用組合が経営破綻に至った要因としては、厳しい外的な経営環境が組合経営を大きく左右したことは否めないものと思われませんが、以下の理由によるものと思われま
- ① 遊技業、不動産業など一部の業種に対する過度の信用集中とそれを許した審査体制の不備、及び事後の債権管理回収体制の不備による不良債権の増大
- ② 平成9年5月の朝銀大阪の経営破綻に伴う当組合に対するイメージ及び信用の低下による資金流出による資金繰り悪化とそれを招いた無計画な資金調達と運用の失敗
- ③ 中小・零細の商工業者及び勤労同胞を中心とするリテール中心の安定的な経営基盤の整備への移行の遅れを招いた大口依存体質
- ④ 組合の運営方針に対する十分な議論と相互牽制制度の不備により金融環境が激変する中で適切で十分な対策がとれなかった経営全般の責任

## 3. 管理を命ずる処分までの状況

### (1) 資本の状況

当組合の平成11年3月期決算は、自己査定に基づき償却・引当を実施した結果、業務純益1,680百万円に対し、貸出金等の償却・引当額は20,557百万円に上り、税引後の当期損失は18,371百万円、債務超過額は8,184百万円になりました。

自己資本比率も前期6.29%から▲4.41%になり、5月14日に愛知県知事より協金法第6条第1項において準用する銀行法（昭和56年法律第59号）第26条第1項の規定に基づき「業務改善命令」を受けました。

12年3月期決算においては、11年7月に愛知県が実施した特別検査の結果を反映して償却等を実施したため、当期損失は55,262百万円、債務超過額は63,441百万円にも上りました。

この結果、12年3月期の自己資本比率は▲64.83%となっております。

### (2) 自己資本回復の断念

当組合の11年3月末現在の出資金総額が670百万円であるのに対し、債務超過額が多額であること等を勘案すると、短期間で自己資本を回復できるような多額の出資金を募ることは極めて困難であることから、自力再建を断念するに至りました。

このような状況を踏まえ組合は、このまま業務を継続した場合には、預金の払戻しを停止するおそれがあるとの判断から、平成11年5月14日付で金融再生法第68条第1項の申し出を行うに至りました。

## Ⅱ. 業務及び財産の状況について

### 1. 与信業務

当組合の与信業務については、県下の在日朝鮮人を中心とした飲食業、遊技業、不動産業を含む中小零細企業者や個人への融資が多くを占めております。

<貸出残高推移> 店舗数：13店

(単位:百万円、%)

	平成9年3月末		平成10年3月末		平成11年3月末		平成12年3月末		業界平均 (平成12年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	197,152	100.00	190,959	100.00	184,016	100.00	150,968	100.00	49,091	100.00
うち中小企業	183,257	92.95	176,689	92.53	169,723	92.23	141,005	93.40	35,525	72.37
うち個人	13,894	7.05	14,269	7.47	14,293	7.77	9,962	6.60	13,143	26.77
うちその他	—	—	—	—	—	—	—	—	423	0.86

□「その他」には、地方公共団体が含まれる。

### 2. 預金業務

当組合の預金業務では個人預金の構成比が高く、主に県下の在日朝鮮人の中小企業主や家族、従業員、知人への活動により維持されてまいりました。

<預金残高推移> 店舗数：13店

(単位:百万円、%)

	平成10年3月末		平成11年3月末		平成12年3月末		業界平均 (平成12年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	198,168	100.00	188,801	100.00	97,786	100.00	69,315	100.00
うち個人預金	143,158	72.24	132,693	70.28	82,854	84.73	54,554	78.70
うち法人預金	43,122	21.76	40,466	21.43	10,436	10.67	12,001	17.31
うちその他	11,887	6.00	15,641	8.28	4,494	4.60	2,760	3.98

□「その他」には、公金預金・金融機関預金が含まれる。

### 3. 投資等業務

#### (1) 投資有価証券

投資有価証券につきましては、従前から保有残高は少なく推移してきておりましたが、破綻公表後、資金繰り対策として売り切りを行い、残高は大幅に減少しました。

<投資有価証券推移>

(単位:百万円)

	平成10年3月末	平成11年3月末	平成12年3月末	平成12年3月末の評価損益
投資有価証券	144	268	40	0
国債・地方債	114	238	10	0
社債	1	1	1	-
株式	29	29	29	-
その他	0	0	0	0
貸付有価証券	0	0	0	0

(2) 商品有価証券

当信用組合は、商品有価証券は保有していません。

4. 固定資産の状況 (平成12年3月末)

保有固定資産(事業用不動産、所有不動産)の状況は以下のとおりです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は、順次売却する方針といたします。

<固定資産の状況>

(単位:百万円)

	土 地				建 物		
	件 数	簿 価 取得価格	評価額	含み損益	件 数	簿 価 取得価格	簿 価 償却後
事業用 不動産	15	1,817	1,985	168	17	2,307	866
所有 不動産	8	595	614	19	4	343	80

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位:百万円、%)

区 分	平成11年3月期		平成12年3月期		業界平均 (平成12年3月期)	
	貸出金 残高	貸出金に 占める割 合	貸出金 残高	貸出金に 占める割 合	貸出金 残高	貸出金に 占める割 合
破綻先債権	5,082	2.76	12,398	8.21	1,381	2.81
延滞債権	45,579	24.77	77,961	51.64	2,965	6.04
3ヵ月以上延滞債権	1,604	0.87	11,601	7.68	401	0.82
貸出条件緩和債権	10,922	5.94	3,832	2.54	2,328	4.74
合 計	63,188	34.34	105,793	70.08	7,075	14.41

<金融再生法の開示債権>

(単位：百万円、%)

区 分	平成 12 年 3 月期		業界平均(平成 12 年 3 月期)	
	金額	債権の占める割合	金額	債権の占める割合
破綻更正債権等	69,744	37.72	3,116	6.03
危険債権	25,720	13.92	2,998	5.81
要管理債権	15,433	8.35	2,170	4.20
正常債権	73,987	40.01	43,363	83.96
合 計	184,885	100.00	51,647	100.0

6. 関係会社の状況

該当ありません。

Ⅲ. 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持および当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 責任追及体制の確立

金融再生法第 18 条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、上記基本方針に則った業務運営に努めつつ、業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

### 3. 事業譲渡の見込み

事業譲渡先については、去る平成 11 年 9 月 27 日に朝銀中部信用組合と事業譲渡契約を締結していますが、まずは、当組合が管理を命ずる処分を受けるに至るまでの間の業務運営の状況を踏まえ、金融整理管財人の下、適切な業務運営と経営責任の明確化等に万全を期してまいりたいと考えております。